

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の週休日に行った1日の勤務について、週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったもので、改善を図られたい。(全校共通)
措 置 状 況	ご指摘の正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬については、在職者には令和4年10月14日、退職者には令和4年11月15日に追加支給を行った。今後は、適正な事務処理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の週休日に行った1日の勤務について、週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったため、改善を図られたい。(北部、岩瀬、和合、呉羽、南部)
措 置 状 況	ご指摘の正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬については、在職者には令和4年10月14日、退職者には令和4年11月15日に追加支給を行った。今後は、適正な事務処理に努めてまいりたい。